

IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準

1. 目的

この自主基準（以下「基準」という）はベビー飲料の製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビー飲料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビー飲料」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-8 に適合するものであって「ベビー飲料」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビー飲料の製造、販売もしくは輸入を行う食品関連事業者がベビー飲料の容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

3-1 義務表示

下記の項目について、邦文をもって一般消費者が読みやすく、理解しやすい用語により、背景の色と対照的な色を用いて容器包装に表示する。

1) 名称または品名

食品表示基準別表第 4 の上欄に掲げる食品で同表中欄に表示事項として名称が規定されているものは同表下欄に掲げる名称を、それ以外の食品にあってはその内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし別表第 5 の上欄に掲げる食品以外は同表下欄に掲げる名称を使用することはできない。

2) 原材料名

使用した原材料（添加物を除く）を食品表示基準第 3 条第 1 項「原材料」の規定に従い表示する。

3) 添加物名

食品に含まれる添加物について、食品表示基準第 3 条第 1 項「添加物」の規定に従い表示する。

4) アレルゲン

食品表示基準別表第 14 に掲げる「特定原材料」、ならびに“食品表示について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号） 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示”で指定される「特定原材料に準ずるもの」について、消費者にわかりやすく表示する。

5) 内容量

内容重量を表示するものはグラムもしくはキログラムの単位、内容体積を表示するものはミリリットルもしくはリットルの単位で、単位を明記して表示する。

6) 賞味期限

賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を、年月日の順で表示する。ただし、賞味期間が 3 ヶ月を超えるものには年月の表示で差し支えない。

7) 保存方法

食品・添加物等の規格基準により保存基準が定められている食品はその基準に従い、それ以外の食品は食品の特性に従って表示する。ただし、常温以外の保存方法がないものにあつては省略することができる。

8) 原産国名（輸入品に限る）

原産国名を表示する。

9) 食品関連事業者の氏名または名称および住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所を表示する。

10) 製造所の所在地および製造者の氏名または名称

製造所の所在地および製造者の氏名または名称を表示する。ただし輸入品にあつては製造所の所在地に代えて輸入業者の営業所の所在地、製造者の氏名または名称に代えて輸入者の氏名または名称を表示する。

ただし、2 以上の製造所において同一製品を製造する場合にあつては、製造所の所在地および製造者の氏名または名称に代えて製造所固有記号を使用することができる。

また食品関連事業者の住所または氏名もしくは名称が製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称と同一の場合は、製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称を省略することができる。

11) 乳児用規格適用食品である旨の表示

食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部 A 食品一般の成分規格 12 の表の第 1 欄に規定するミネラルウォーター類、原料に茶を含む清涼飲料水並びに飲用に供する茶に該当するもの以外のベビー飲料にあつては「乳児用規格適用食品」の文字またはその旨を的確に示す文言を表示する。

12) 栄養成分表示

食品表示基準第 3 条第 1 項「栄養成分の量及び熱量」の規定に従い栄養分量を表示する。表示する際の食品単位は、製品 100 g、100ml もしくは 1 パック当たりのいずれかを基本とする。

13) 個別の表示事項

食品表示基準別表第 19 の上欄に掲げる食品にあつては、中欄に掲げる表示事項を下欄に定める方法に従い表示する。

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) 乳幼児用飲料を意味する文字

「ベビー飲料」と表示すること。ただし社名等を冠した「〇〇ベビー飲料」と表示してもよい。

3) 製品特徴

製品の特徴を分かり易く表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 使用方法および使用上の注意

摂取または保存方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項、開封後

の取り扱い、飲ませ方等を表示する。喫食の際、希釈等を行う必要のあるものについてはその方法を説明する。

なお、公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。

開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

5) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

6) 対象時期

「〇ヵ月頃から」等と対象月齢を表示する。

7) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

8) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

9) 警告表示

その製品の使用、取扱いなどで、消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に別に定める必要な表示を記載する。

10) 母乳促進に関する文言

製品が、授乳の妨げとなる使用の恐れがある場合は、適切な使用方法と授乳の妨げにならないように、その注意を惹起する文言を記載する。

4. 不当表示、不当広告の禁止

食品関連事業者は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、以下の表示をしてはならない。

- 1) 「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品については、ベビー飲料であるかのような表示をすること。
- 2) 当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をすること。
- 3) 他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をすること。

5. 商品名の表示基準

製造業者等は、商品名に果実、野菜のうち特定の原材料名を表示する場合は以下の基準に従う。

- 5-1 イオン飲料および茶製品を除く、果実・野菜成分を含むドライタイプ製品にあつては、果汁固形分〇〇%、野菜固形分△△%、無果汁等と製品中の果汁・野菜等の含有率を明記する。
- 5-2 含有率は表2に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表2 含有率表示文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上